介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会 〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 TEL 054-253-5580 FAX 054-253-5589 [インターネット] http://www.shizukokuhoren.or.jp/ 静岡県国保連合会 検索

短期集中個別リハ加算(通所リハ)について

【算定要件】一部抜粋

指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。

【関連法令等】H18.3.22 Q&A VOL.1

- (問 6)短期集中リハビリテーション実施加算について、退院(所)後に認定がなされた場合の起算日は どちらか。逆の場合はどうか。
- (答)退院後に認定が行われた場合、認定が起算点となり、逆の場合は退院(所)日が起算点である。

【注意事項】

認定日を起算日とした場合⇒「認定日=認定有効期間開始日」なお、<u>更新・変更申請による要介護</u>認定は含まない。

短期集中個別リハ加算(通所リハ)の起算日について、事業所からの照会が多い事例についてお知らせします。

算定事例 1(通常)

31 7C 11 17 1 17 1 17 1							
2016年10月		11 月	12 月	2017年1月			
入院		通所リハビリテーション					
10/15 退	院						
		短期集中個別リハビ					
				1/14 まで算定可			

算定事例 2(最初の退院から3カ月内の中で入退所が繰り返された場合①)

2016年10月	11 月	12 月	2017年1月
入院(腰痛) 通所リィ	、(腰痛) 入院(肺炎	通所リィ	、(腰痛)
10/15 退院	11/10 入院	12/5 退院	
短期集中	固別リハ加算	短期集中個別リ	ハ加算
	_		1/14 まで算定可

※最初の退院時と短期集中リハビリを要する<u>原因となる疾患が同じため</u>10/15~3ヶ月算定可明細書(10月~1月) 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161015

算定事例 3(最初の退院から3カ月内の中で入退所が繰り返された場合②)

2016年10月	11 月		12 月	2017年1月
入院(腰痛) 通所リハ (腰痛) 入院 (腕骨割			通所リハ(腕骨折)	
10/15 退院	11/10 入院	12/5	退院	
短期集中個別リハ加算			短期集中個別リハ加算	
				3/4 まで算定可

※最初の退院時と短期集中リハビリを要する<u>原因となる疾患が変わっているため</u>12/5~3ヶ月算定可明細書(10月~11月) 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161015 明細書(12月~3月) 短期集中個別リハビリテーション実施加算摘要欄 20161205